

議案第 1 2 2 号

渋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「4 1 万 4, 0 0 0 円」を「4 1 万 8, 0 0 0 円」に改め、同項ただし書中「1 万 6, 0 0 0 円」を「1 万 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る渋川市国民健康保険条例第 4 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

理 由

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>41万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>1万2,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>41万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>1万6,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>